

## 土地区画整理審議会委員選挙を行います

土地区画整理審議会は、換地計画の決定や仮換地の指定など、定められた事項について、公正・中立な立場で審議していただくとともに、権利者の方の意見や意向を、事業に反映させるための機関として、設置されています。

審議会の委員は、権利者を代表する委員として、地区内の土地所有者から7人、借地権者から1人、合わせて8人を、権利者の方々による選挙で、選んでいただきます。また、学識経験委員として、事業についての経験や知識を有する者を2人、市長が選任します。

このたび、審議会委員の任期が、令和5年12月に満了となりますので、権利者の代表としての委員8人を選ぶ選挙を実施いたします。

### 選挙のスケジュール

- ①選挙人名簿の作成基準日  
9月27日(木)
  - ②選挙人名簿の縦覧(詳細右記のとおり)  
10月12日(木)から10月25日(水)
  - ③委員の立候補受付  
11月3日(金)から11月12日(日)
  - ④候補者名の公告  
11月13日(月)
  - ⑤投票日  
11月26日(日)
- ※立候補者の数が定数を超えないときは投票を行いません。

### ○選挙人名簿を縦覧します○

縦覧期間	10月12日(木)から10月25日(水)まで 土曜・日曜日も縦覧できます
縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで
縦覧場所	周南市役所 本庁3階 市街地整備課

選挙人名簿は9月27日現在で、登記簿に土地所有者あるいは借地権者として登記されている方と、借地権があると市に申告されている者を記載します。

この、選挙人名簿に記載されている方に、選挙権(投票する権利)と被選挙権(審議会委員に立候補する権利)があります。